裁判で訴え、これまでに明らかにされた真実被告本部側の不当処分に対し原告栄二先生が

れを抑えるなどできる立場ではない。教主を補佐す	鎮める努力をしなかった。	-
いづみづの会は独自の舌動をしており、原告はそ	教主の意に反していづとみづの会の活動を	四、「いづとみづの会」
(第14、24、25、37回公判)		1 7 7 2
体となって結束することを訴えている。	見るの気がこして	TRI LITTE
原告の言動は一貫して教主の指導のもと教団が一	もの。	47 14 75 A
全体で根源的み教え、道の大切なことを示したもの。	は他の同じような発言と同様に教主権を犯す	W CO
ているが原告には教主権否定の意図など全くない。	(「…教主によって左右されるようではダメ…」)	解
殊更に一部を取り上げて教主権否定だと曲解し	昭和三九年、図書新聞での原告の発言記事	三、教主権否定の見
(第16、20、21、22、24、35、36回公判)	で 一口目八日 以上の経緯	一大人一一服命官
原告が教主に反抗などということはない。	は日本語が行場の下外では、とれて大戦を開	を紹うしている。
滞の背景は当時の社会情勢と密接に関わっている。	機震器のよる、地位確認とも音・七回に	分に対し。是本の道
平和運動中止命令などはない。大本の平和運動停	後公然と不満を表明。教主に反抗している。	回復という形で決定
してイデオロギー的に偏ってなどいない。教主の	三七年の教主の平和運動中止命令に対しその	応
原告は聖師の教えを忠実に守ってきている。決	原告はイデオロギー的に、左に偏り、昭和	二、平和運動への対
うなことをするはずがない。 (第13回公判)	(編者注:誹謗=そしること。悪口を言うこと。)	問題は奈致上の問題
原告が義母である教主に対し天につばするそのよ	全国の信徒に対し隠密裡に教主誹謗を続けた。	A TO THE WAY TO SEE
事実無根である。	栄二氏は昭和二八年宣教部長就任の頃から	一、教主誹謗の活動
裁判で明らかになった真実	被告本部側主張	根拠とした項目

(第14、25、26、37回公判)		八、東京本部盛世等
50年9月25日)のものを再度問題にする。		後の故郷
更に問題視したもの。執行部は既に解決済み(昭和		
放を言っていた倉田地久氏が原告の挨拶を曲解し殊	ある。	
と受け取った者はいない。以前から直美様ご夫妻追	だと主張し繰返すのは教主に対し非礼な行為で	手段是
じ内容を話しただけ。当時だれも蒋介石を侮辱した	は蒋介石総統侮辱発言をした。それを事実無根	辱発言
みろく大祭での原告の挨拶は当時の一般新聞と同	昭和五〇年四月七日みろく大祭において原告	七、蒋介石総統の侮
もある等と説明したのは誤り。 (第14、31回公判)	後近し地ででは高されない。(改ざん=悪用し	
内」を「鬼は内、福は内」へと変更し、鬼は王仁で		朝鮮」について
発せられた。そもそも昭和四四年に「福は内、鬼も	鬼も内」へと変更した。	杂教院 長、大追場
後、教主もご了解。四九年節分に教主自ら第一声を	の唱え方を「鬼は内、福は内」から「福は内、	称呼
「福は内、鬼も内」への復元は教学委員会で検討	昭和四九年の節分から教主の許可なく豆まき	六、節分の豆まきの
として検討された結果である。(第13、30、31回公判)	東告は前心神及五手に由日本光理化シリ」	一〇、轉奏中國古典
答は教学委員会の統一見解で、純粋に教学上の問題		の妨害
に従い三丹主会が出した求めに応じたもの。また回		
反した回答をしたことはない。回答は審査院の教示	答をした。	秦
せようとされたことは全くなく、原告が教主の意に	れていることを知りながら宮垣分離に反対の回	問題への対応
教主が「主会」から新たに「主会」を分離発足さ	栄二氏は祭教院長名で、教主が分離を認めら	五、宮垣分苑の分離
(第13、28、29、30回公判)	神教宣伝活動の妨害を共に原告の信仰的、人	
をおかけした山川京子氏こそ問題。	簡節英格が映倒に均吹等改進接込なかった。	
の出資誤認の件は、事実確認を怠り教主様にご心配		他的 .
べき総長こそその責任がある。直美様のいづみづへ		一二百番高海域での

マの他 で原告の処分時の各 地位(宣伝使、斎司、 禁師)について 講師)について(審 ・手続きについて(審 ・手続き、総代会招集) ・手続き等)	一一、番島海域での無釣り	一〇、神教宣伝活動	八、東京本部建設事業の妨害
被告本部側主張 宗教的地位であり、法律上の問題を審理する宗教的地位であり、法律上の問題を審理する まずの がいい とて 適法になされた。 全て 適法になされた。 全て 適法になど 総代会の決議事項は 宗教上のは 教則の 改正など 総代会の決議事項は 宗教上のは 教則の 改正など 総代会の決議事項は 宗教上の は 教則の 改正など 総代会の 決議事項は 宗教上の おお、 総代会議 決無効確認請求事件について なお、 総代会議 決無効 を がりません。	昭和五五年七月の沓島冠島開き八〇周年記念 勢参拝など他の重要神事を欠略した。 昭和五一年一一月、梅松苑工房から出火したが、原告は責任を他の信徒奉仕者に転嫁した。	原告は①昭和四五年には日本光明化シリー特別講座で大石氏の講話等を非難した。③昭和五二年、九州で特派シャクで殴打した。④昭和五二年、九州で特派宣伝使を多数の前で誹謗した。	昭和四三年、東京本部建設に対し原告は九州各地で献金の必要はないと話し、東京進出の妨害をした。教主は原告の宣伝使等を解任したが、その後も反省していない。 原告は昭和五二年一一月六日の開祖大祭教原告は昭和五二年一一月六日の開祖大祭教原告は昭和五二年一一月六日の開祖大祭教原告は昭和五二年一一月六日の開祖大祭教を大幅に改ざんした。教主の許可なしにを正したことは許されない。(改ざん=悪用しようとして直すこと。―講談社「日本語大辞典」)
は全くない。 (第14、28回公判) は全くない。 (第14、28回公判) は全くない。 (第14、28回公判) は全くない。 裁判で明らかになった真実 り職務に伴う給与が原告に支給されていた。(第2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、18、3回公判) 審査院には懲戒については総代会で決めるべき。 総局で一方的に決めるのはおかしい。 懲局で一方的に決めるのはおかしい。 懲局で一方的に決めるのはおかしい。 で第五八回大本総代会は招集手続きに重大な落た第五八回大本総代会も、山陰教区の総代の任命がないまま開かれたものであるから当然その議決は無効。昭和五七年二月に開かれた第五八回大本総代会も、山陰教区の総代の任命がないまま開かれたものであるから当然その議決は無効。 (第14、28回公判) は全くない。 (第14、28回公判) は全くないのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいの	大場所は沓島・冠島 原告など祭員一行の原告など祭員一行の原告など祭員一行の原告など祭員一行の原告がある。 (第でいる。出火後多忙でいる。出火後多忙で	①執行部は聖師が昭和五、六年頃詠まれた「国体」「マルクス」に関するお歌を戦後の平和憲法下で不用意に引用した。栄二先生はそのような時代錯誤をされる…ことが聖師様の…究極の目的だった」の発言に対し教学委員会で問題になったことを分りやすく話したもの。③宣伝使を多数の前で非難したなど現地の人も聞いていない。(第15、16、26、31、32、37回公判)(第15、16、26、31、32、37回公判)	東京本部献金の必要はないなどと言ったことはない。むしろ東京本部設置推進委員会の相談役になっい。むしろ東京本部設置推進委員会の相談役になったり綾部信用金庫からの資金調達に保証人になるなど積極的に協力している。宣伝使等の解任はこの件とは別。 (第15、27回公判) でざん。ないようにと教主のお立場を考えて深夜までかかっての修正であり、代読後、教主のご了解を得ている。そもそも教学にうとい山本教主秘書が単独で起案したことが問題だった。(表外〈注〉参照) (第15、23、24、36回公判)

	変物のことを見ることにあること	効。(総代会議決無効確認請求事件)
素の妨害	各地で歌曲の「これない」は、日本の日本の対	(第4、5、6、17、18、32回公判)
原告の名誉につい	名誉を毀損した事実はない。又毀損しないよ	総代会、及び直後の記者会見で本部は原告の懲戒
7	うに配慮した。	処分を全国の新聞紙上及びラジオに流した。又、愛
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	善苑誌の付録でも全国に流し、原告の名誉を毀損し
		た。 (第3、5、7、9、11、17、33回公判)

注〉教主挨拶文原文= 「神学」の正しい理解が全然無い事をこの挨拶の文中に示している。 はなく・・・」。 「神学の任務は真理であるか否かを決定するにあるのではなくして、既に真理であると信ぜられたものが如何に真理神学」の正しい理解が全然無い事をこの挨拶の文中に示している。つまり、神学とは、 問題となったのは山本氏が宗教的要語の無知から来る独断偏見により誤解を与えるカ所 「・・・私たちの畏敬し、 拝ろがみまつる主の大神は、観念的に作られ し神学上にみる神で 例えば

であるかを解明しようとするところにある」(星野元豊著「宗教哲学」法蔵館)

信仰が既に存在し、 如何にそれを論理的に理解さすかに神学がある。又あるいは、

られ、 の根拠をおく他の諸学と異なり、 「神学には他の学問に見られない特性がある。それは天啓(啓示)にもとづくものだと云うこと。人間の理性に最後 神に導くといわれている。」(哲学辞典―平凡社) いわば神が神自身に付て語る教えだという点である。神学は神を教え、神に教え

驚くべき事実次々に現われる

が次々と明らかにされてきました。 そしてこの三七回の公判を通じて、 実に驚くべき事実

故大石副本部長 教主様 へ上申書

> 栄二先生処分は具体的に最終的にここから始まっ 昭和五五年七月、故大石副本部長は栄二先生につ ていると言えます ての事実無根の数々を教主様へザン訴しました。

森前本部長、 教主様 へ進言

団に 昭和 生追放を具体的に相互に連携しながら画策し、 的に進めて行きました。 起こっている根本問題の全ては栄二先生にあ五五年八月、森本部長は直接教主様に進言。「教 総局として対処したい と申

被告側 する。 栄二先生宛教主様ご親書を予め コ

五六回大本総代会で栄二先生の了解なく配 御親書を被告側は予めコピー 昭和五六年四月 の内容も 内容も普通では書けないものです。他でも引用して発表したりしています。 普通では書けないものです 一九日付の教主様の栄二先生宛の しておき、 それを第

栄二先生を懲罰するための審査院規程を突如発

\$

昭和五五年八月二二日、教主様は

つ使命は何人たりともこれに替

れるも

直美

-23 -

のに、一

「もう自

を経ることなく、又正当な手続きをも踏まず突如罰するための審査院規定一四ケ条を総代会の議決 発表。それに対し教団を憂うる全国各地 昭和五六年四月、 不信が広が えて各地で反対署名運動が興り ら反対の運動が沸き起こりました。 って行きました。 本部執行部は出口栄二先生を懲 執行部 信徒は聞き伝 の信徒か

会された時の三代様の言葉。又同五六年八月二四分の手におえない」と、直美様と栄二先生が御面

年もたたない翌昭和五六年六月二二日 ざいません。・・・」とご挨拶されている

日、栄二先生と紫様は中国から帰り、

お土産を持っ

また

二年後の昭和五七年六月五日には「清泉の小川を」 ない処へ行ってしまった」と言われました。 て挨拶に行かれた時も三代様は「自分の手におえ

て直美様を御

「清泉の小川を」は教主様のご御世継から外す目的の文書が出



(乙第50号証より)

昭和57年5月26日、大阪・都ホテルに於て 第六十回大本総代会が開かれた。 外での開催はかつてないことだ。) においてマイクをつきつけ, 直美様 を教嗣から外すよう迫る故字佐美龍堂総長

二年後に変わる教主あいさつ。

5

-22 -

公判(黑華四三十四)で明らかにされた事実経過と問題の"教主文書"

―良心を失った宗教人のなす破壊活動は怖い―

	200			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
10 27	61 年 2 月		8 15	58 5 26	57 6 5	56 8 6 24 22	55 8 22 日
本部執行部は教主様に「…この歌は私が何 年も前に直美にわたしたもの…」との事 実に相違する書面をお書き願い各地に宣 伝。	恐るべし、事実となって現わる)	自分の手のおえない所に行ってしまったと。(S6・6・22―直美様に三代教主は、もうけと言われて書いたんや。」	教主様「ちがうで。あれは弁護士さんに書たん?」	平春子さんは直美様と共に教主御面会。 教主様のお手紙(直美様・栄二先生宛)	おってもらうことにいたしました。…」 出口直日名「清泉の小川を」	「自分の手におえない所へ行ってしまった」「もう自分の手にはおえない」	瑞生大祭教主あいさつ。 項 項

					栄	=		先	生	ر		夫	妻	j	宣	放	策	0) 3	数	1	•				
	5 26	57 2 4		9 5		56 4 1				8 22		55 7 28			51 3 1				48 4 17	44 7 5					38 12 22	年月日
[お筆先]を破って大阪のホテルで総代会を開く)		宇佐美龍堂氏、大本本部長兼総長に就任。	方的に懲戒処分。(全役職を解任)	審理を尽くさず、事実を確認しないまま栄二先生を一	(総代会の議決を経ず。手続き上からしても不備)	栄二先生懲罰のための審査院規程を突如発表。	判中村証言)	応したい」と栄二先生処分を申し出る。(第三二回公	ている根本問題は全て栄二先生にある。総局として対	神集祭最終日。森本部長、教主様に面会。「教団に起こっ	ついての数々をザン訴)	大石上申書。(故大石副本部長は教主様に栄二先生に	19年でその規定解消か?)	出口の者は祭事や教学に専心することが決定された。	出口京太郎氏 大本総長就任。(S37年の教団改変の時、	と話をもちかける。(大津清氏供述書―甲第79号証)	放し、京太郎さんを教主にする運動に加わらないか」	たり中国に行ったり八岐の大蛇の霊だ。栄二さんを追	小森特派、島原分苑に来て「栄二さんはモスクワに行っ	栄二先生に対し宣伝使、教学委員をいわれなく解任。	継ぐべきと思う」(昭和63年2月16日、いづとみづ裁判)	口家の長男として)それに相当する権利と財産を受け	ことは反対だ。血筋である私がなってよいと思う」「(出	て京太郎氏の発言。「…(教主補)に栄二さんがなる	「出口阿さ能名儀の綾部の土地処理に関する会議」に	事

甲第214号証の 作品集 每日

鉱泉に浸せし糸を機に仕組み 祖母のあと継ぐ一人直美が

直日

祖母のあとつぎはた織る直美子八歳の時よりうたを学びつつ

直日

告されているように、弁護士さんに書けと言わのお手紙を出されました。これも平春子さんが て書かれたものだったのです。

れ報

しず はた

のお手紙。

「弁護士さんに書けと言われて書いた」

教主様

本心とはとても思われない文書の一つです。

生宛に「一日も早く神苑から立ち退くように」と 昭和五八年五月二六日、教主様は直美様・栄二先

違する書面を教主様にお書き頂き宣伝。 のお歌に ついて被告側 は事実に相

れました。 強要的に、 配布していました。 などというとんでもない、事実に相違する書面を 様に「この歌は何年も前に直美にわたしたもの」 て直美様に金一封と共に二度にわたりお歌を贈 昭和六一年二月、 りました。 更生会報で大々的に宣伝し各地方機関に しかし当時の教団の龍堂執行部は教主 教主様に無理に書くように言葉巧みに 全くこれが宗教人の行為かと唖然となました。勿論その真相は明らかになり 教主様は「しずはた」発刊を祝

も前に直美にわたしたもの」などという事実に相 違する書面をお書き願い更生会報で大々的に宣伝 し、各地方機関に配布していた。 8 ましたが、 島遥拝所 沓島・冠島遥拝所 強要し、 されました。 なされなければ起きなかったことでしょう。ものですが、このような事件も栄二先生の処分が 昭和六一年六月頃、 (国見山) この石碑は出口栄二先生の筆による

(国見山)

0

石碑破壊される

の石碑が何者かによって破壊 舞鶴市大丹生にある沓島・冠

昭和61年2月、直美様のお作品集「しずはた」 の出版を祝って大阪の病院から金一封を贈られた 教主様。裏に追加して贈られたもう一首のお歌が